

「中央会の団体保険制度」のご案内

「安心」あつての、「経営」。

事業を取り巻く様々なリスクに対応する保険制度をご用意

中央会では、企業の経営者の事業活動を取り巻く様々なリスクに対応する保険制度をご用意しております。

充実の制度ラインナップとなっておりますので、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

制度ラインナップは裏面をご覧ください。

事業を取り巻く様々なリスクに対応する充実の保険制度

「中央会の団体保険制度」は、会員および傘下企業が安心して事業を継続するため、また従業員の福利厚生の向上に役立てていただくための保険制度です。

最大割引
58%
業務災害補償プラン
(業務災害補償保険)
事業者を業務災害リスクから守る

最大割引
68%
サイバー保険制度
(サイバーセキュリティ特約付帯専門事業者賠償責任保険)
情報漏えい、サイバーリスクから守る

商工3団体
独自制度
海外知財訴訟費用保険制度
(知的財産権訴訟費用保険)
海外での知財訴訟をサポート

最大割引
約**28%**
ビジネス総合保険制度
(企業総合賠償責任保険)
事業者を事業経営リスクから守る

割引
25%
休業補償プランGLTD
(団体長期障害所得補償保険)
新しい福利厚生制度構築

※2024年4月1日加入始期時点の割引率を記載しています。
※その他、海外PL保険制度(海外生産物賠償責任保険)、所得補償プラン(天災危険補償特約付所得補償保険)があります。

好評

売上シリーズ

「売上高」と「業種」の情報により
お見積もりが可能な制度商品です。

【お問い合わせ先 / 代理店・扱者】

業務災害補償プラン

ビジネス総合保険制度

サイバー保険制度

休業補償プランGLTD
(売上高方式)

このチラシは全国中小企業団体中央会を保険契約者とする団体保険制度の概要を説明したものです。詳細は各制度パンフレットをご覧ください。

ビジネス総合保険(共済)制度

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

建設業を営む皆さま

損害賠償請求? うちは大丈夫だから

そう思っていないませんか?

ケース1 建設工事現場での作業中に...

うちは危険な作業をしないから大丈夫!

こんな備えが必要ではないですか?

- 工事中の第三者のケガに対する損害賠償責任への備え



その後どうなった?

後遺障害が残った歩行者の女性が、周囲への安全配慮を怠ったとして事業者を提訴!

原告勝訴で

約**8,300**万円の高額賠償に!

ポイント

注意していても常に損害賠償のリスクがあります。

ケース2 建設工事現場での作業中に...

ちゃんと気をつけているから大丈夫!

こんな備えが必要ではないですか?

- 工事中の第三者の財物損壊に対する損害賠償責任への備え



その後どうなった?

足場を正しく設置しなかったことにより車が破損したとして、車の所有者が事業者に損害賠償請求!

修理費用として

約**1,000**万円の高額賠償に!

ポイント

工事現場の近くには色々な物があります。常に賠償リスクは存在します。

※これらの事例は、引受保険会社が作成した架空の事例です。

「ビジネス総合保険(共済)制度」は、事業活動のさまざまなリスクからお守りします。耳より情報や保険料の割引については裏面へ!

耳より情報①

工事現場の建築中建物や資材等の物損害を補償！



オプション補償の「**工事物損害補償特約**」をセットすると、**建築工事・設備工事・土木工事**について、**火災や台風等、不測かつ突発的な事故**により右図のような工事の対象物など保険の対象に生じた損害を補償できます。

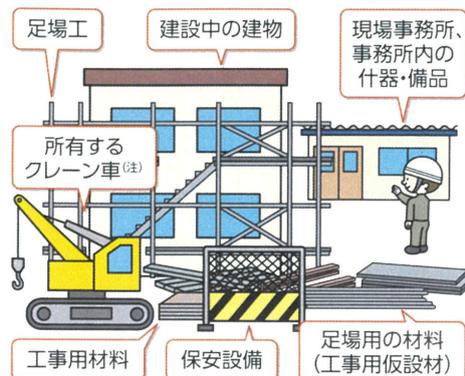
例えばこんな時に！

台風により建設中の建物の屋根が飛ばされてしまい、浸水。建物の内装が水濡れにより汚損されてしまった。



損害額

約**1,200**万円



(注)道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長が交付する標識を受けている場合を除きます。

※上記の特約はエコノミープランにはセットできません。

耳より情報②

サイバーリスクに備える！



オプション補償の「**サイバーリスク補償特約**」をセットすると、**サイバー攻撃や情報漏えいによる損害賠償請求や費用支出、ネットワーク構成機器等の機能停止による事業休止の利益損失**にも備えられ、**事故発生時の専門事業者紹介サービス**も利用できます。

※実際のご契約の保険期間は1年間であり、保険料は、売上高・完成工事高、業種(主業務)、ご選択プラン等によりお客さまごとに設定されます。

右記は、売上高・完成工事高1億円のビルの内装工事会社で、特約支払限度額が賠償損害3,000万円(1請求・保険期間中)、費用損害1,000万円(1事故・保険期間中)、利益損害300万円(1事故・保険期間中)の場合の年間特約保険料を365日で除した保険料です。



特約保険料は
1日あたり

約**165**円

※上記の特約はエコノミープランにはセットできません。



ご存じ
でしたか？

以下の項目に該当する場合、**保険料が割引**になります！

項目	割引率
優良事業者割引 保険加入申込時点において、以下①から④までのいずれかの認証または以下⑤の認定を取得している事業者(全事業所・一部事業所を問いません) ①ISO9001、②ISO14001、③ISO22000、④HACCP、⑤中小企業庁の「事業継続力強化計画」	10%
自動車リスク優良割引 保険加入申込時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する事業者(引受保険会社は問いません) ①フリート契約の場合…優良割引20%以上、②ノンフリート契約の場合…全車7等級以上	10%

お客さまの「**業種(主業務)**」と「**売上高・完成工事高**」を教えてください！
 できれば、すぐにお見積もりできます！



ご注意

このチラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を保険契約者とする団体契約「ビジネス総合保険(共済)制度」(企業総合賠償責任保険)の概要を説明したものです。詳細は各制度パンフレットをご覧ください。



中堅・中小企業向けの情報提供サイトです。
 各種セミナーやビジネスニュース等、経営課題の解決に役立つ情報をお届けし、中堅・中小企業の皆さまを応援します。

以下よりアクセスください。



<https://mscompass.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社 <引受保険会社>

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) はこちら
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
 (お客さまデスク) 0120-632-277 (無料)



●代理店・扱者

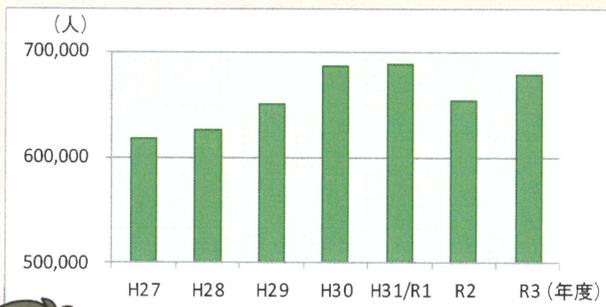
株式会社エフケイ 東京支店
 TEL:03-6264-8441 FAX:03-6264-8442
 担当：吉村 啓太 mail: yoshimura.keita@efu-kei.jp

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？



労災事故による政府労災保険の新規受給者数は、年間67万人以上！
死亡災害および休業4日以上之死傷者数は、約15万人もいます！

政府労災保険の新規受給者数】



令和3年度における政府労災保険の新規受給者数^(注)は678,604人にもなります。

時間換算すると、1時間に約77人の方が政府労災保険の保険金を受け取る事故に見舞われているのです！

(注)遺族一時金、葬祭料や介護給付等の被災者本人以外の方が受け取る場合を含みます。

死亡災害および休業4日以上之死傷者数は年間約15万人にもなり、重症となる事故も、身近に起こりえる問題であることが分かります。

出典:厚生労働省「労災保険事業の保険給付等支払状況」「労働災害発生状況」



労災事故をめぐる高額判決・和解事例が相次いでいます！

政府労災保険の給付と併せて、企業で上乗せ補償金を支払った場合も、慰謝料部分などの金額について納得がない等で損害賠償請求を受ける可能性があります。

実際に、様々な企業で高額な賠償金が発生するケースが起きています。

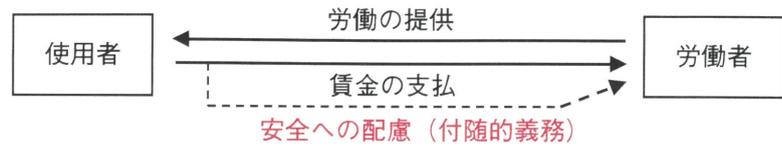
賠償金額	業種	事故内容
1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害。(大阪地裁 平成20年4月判決)
1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害。(鹿児島地裁 平成22年2月判決)
1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺。(最高裁 平成12年3月判決)
1億6,700万円	市立病院	医師が過労死。(長崎地裁令和元年5月判決)
1億3,000万円	銀行	行員(40歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(熊本地裁 平成26年10月判決)
1億2,700万円	県立病院	嘱託医が過労死。(那覇地裁 平成17年3月判決)
1億2,000万円	重工業研究所	研究室長が長時間労働により心筋梗塞を発症。(長崎地裁 平成16年3月和解)
1億円	鉄道会社	社員(28歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(大阪地裁 平成27年3月判決)
1億円	建設会社	営業課長が長時間労働が原因でうつ状態となり自殺。(京都地裁 平成27年9月判決)
7,200万円	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺。(福井地裁 平成26年11月判決)

日常業務の中で起こりうる業務災害。損害賠償金への備えも重要です！

企業が労災事故の損害賠償責任を負う？

使用者は、労働契約法第5条等を根拠とし、労働者の生命・身体・安全・衛生に配慮する義務(いわゆる「安全配慮義務」)を負うこととされています。

➡ 労災事故が発生した場合、使用者は、安全配慮義務を履行しなかったとして債務不履行による損害賠償請求を受ける可能性があります。



政府労災保険の補償だけでまかなえる？

労災事故が発生した場合、政府労災保険が給付されますが、被災者本人や遺族への見舞金、慰謝料、賠償金等を含めると、政府労災保険だけでは十分とは言えない場合があります。

また、支払いまでかなりの時間がかかることもあります。実際に、死亡事故案件で2年以上かかったケースもあります。労災事故かどうかは、「業務遂行性」「業務起因性」という2つの要素に基づいて国が認定するため、すべての事案について政府労災保険の認定が下りるとは限りません。

政府労災保険だけですべての事故を補えるわけではないのです。



業務災害補償保険へのご加入をおすすめいたします!

従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクをしっかりと補償します!

業務災害補償保険のポイント

- ① シンプルで選びやすいパッケージプランをご用意しています!
- ② 政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします! (*1)
- ③ 充実した付帯サービス「人事・労務相談デスク」「ストレスチェック支援サービス」(*2)をご利用いただけます!
- ④ 一定の条件を満たした場合、経営事項審査で15ポイントの加点対象となります!

(*1) 事業者費用補償(ベーシック/ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(*2) 「ストレスチェック支援サービス」は、「使用者賠償責任補償特約」をセットされた事業者さま向けのサービスです。

+ 使用者賠償責任補償特約

従業員等(補償対象者)が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

+ 補償充実のための各種特約

- ◆ 雇用慣行賠償責任補償特約 : 従業員等への不当行為や第三者へのハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償
- ◆ 事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 : 従業員等が保険期間中に業務中の事故により身体障害を被ったこと等により事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による捜索・移送費用、同種の事象の発生を防止するための再発防止費用などを補償

● セットしていただく特約によっては、政府労災保険の認定が必要な場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

● このチラシは全国中小企業団体中央会を契約者とする「業務災害補償保険」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご確認ください。

● 代理店・扱者
株式会社エフケイ 東京支店
TEL:03-6264-8441 FAX:03-6264-8442
担当: 吉村 啓太
mail: yoshimura.keita@efu-keij.jp

● 団体名
団体名: 一般社団法人情報通信設備協会

● 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第三部 情報通信事業室
担当: 渡邊

サイバー保険制度(サイバープロテクター)

サイバーセキュリティ特約付帯
専門事業者賠償責任保険

最大で68%割引!! 団体割引20%およびご加入者の
セキュリティ状況に応じた割引最大60%

デジタル化が急速に進んでいる中、サイバーリスク・情報漏えいリスクの脅威が増えています。また、法改正により企業に求められる責任は大きくなり、保険手配を含めた対策の必要性はますます高まっています。

企業を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、企業ではテレワークやWEB会議を積極的に導入するなど、社会のデジタル化がさらに加速しました。企業を取り巻く環境は大きく変わっています。



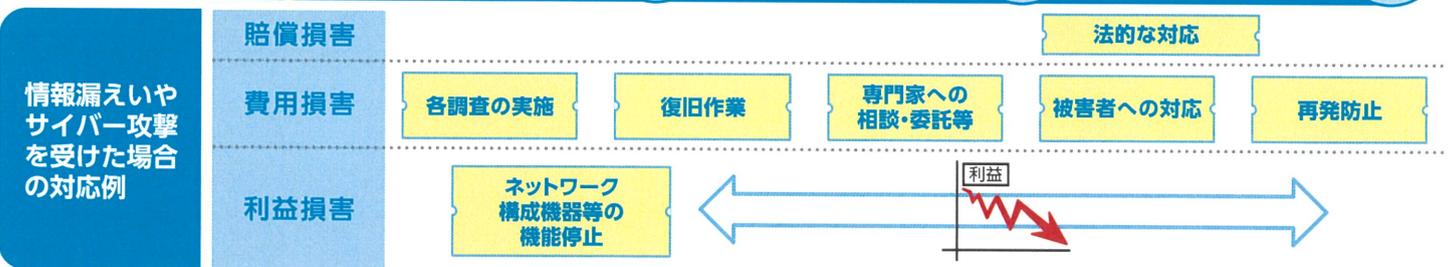
情報漏えいやサイバー攻撃により企業が負うリスク

- お客さま情報の漏えいにより損害賠償請求を受けるリスク
- 自社のシステムがサイバー攻撃により停止したことが原因で、取引先の業務を阻害し、取引先から損害賠償請求を受けるリスク



- 以下の対応のために費用が生じるリスク
- サイバー攻撃の原因や被害範囲の調査
 - 被害者向けコールセンターの設置
 - ウィルス感染したサイトやサーバの閉鎖、ネットワークの遮断

- サイバー攻撃によりシステムがダウン、自社の営業が停止して喪失利益が生じるリスク



※上記は一例であり、発生した事故により必要な対応は異なります。ご加入プランによっては上記以外にも補償できる費用があります。

実際に発生したサイバー攻撃による事故例

下記は実際に発生した事故例を一部修正しております。

【ケース①】 製造業：お支払保険金：約5,000万円

運営する会員制通信販売サイトで、100万件を超える不正ログイン試行が確認され、約7万件のアカウントにおいて不正ログインが発生し、顧客の個人情報が漏えいした。サイトを閉鎖し告知し、コールセンター設置費用、不正ログイン対応費用、セキュリティコンサルティング費用、セキュリティ強化支援費用等が発生。

【ケース②】 販売業：お支払保険金：約9,000万円

ネットショッピングサイトにおいて不正アクセスされ、クレジットカード情報約10万件が漏えい。コールセンター設置運営費用、カード番号再発行手数料に対する損害賠償責任を負った。

万一の場合に備えて、

全国中小企業団体中央会 サイバー保険制度(サイバープロテクター)への加入をお勧めします。

裏面をご覧ください。

補償の概要 右記の他にもオプション特約をご用意しております。

	対象となる事由	対象となる損害												
賠償損害	ワイドプラン ベーシックプラン <ol style="list-style-type: none"> 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 	ワイドプラン ベーシックプラン <table border="1"> <tr> <td>法律上の損害賠償金</td> <td>争訟費用</td> <td>権利保全行使費用</td> <td>協力費用</td> <td>訴訟対応費用</td> <td>損害防止費用</td> <td>緊急措置費用</td> </tr> </table>	法律上の損害賠償金	争訟費用	権利保全行使費用	協力費用	訴訟対応費用	損害防止費用	緊急措置費用					
	法律上の損害賠償金	争訟費用	権利保全行使費用	協力費用	訴訟対応費用	損害防止費用	緊急措置費用							
	費用損害	ワイドプラン ベーシックプラン <ol style="list-style-type: none"> 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 上記①～③を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃 	ワイドプラン ベーシックプラン <table border="1"> <tr> <td>事故対応費用</td> <td>事故原因・被害範囲調査費用</td> <td>広告宣伝活動費用</td> <td>法律相談費用</td> <td>コンサルティング費用</td> <td>見舞金・見舞品購入費用</td> </tr> <tr> <td>クレジット情報モニタリング費用</td> <td>公的調査等対応費用</td> <td>コンピュータシステム等復旧費用</td> <td>風評被害拡大防止費用</td> <td>再発防止費用</td> <td></td> </tr> </table>	事故対応費用	事故原因・被害範囲調査費用	広告宣伝活動費用	法律相談費用	コンサルティング費用	見舞金・見舞品購入費用	クレジット情報モニタリング費用	公的調査等対応費用	コンピュータシステム等復旧費用	風評被害拡大防止費用	再発防止費用
事故対応費用		事故原因・被害範囲調査費用	広告宣伝活動費用	法律相談費用	コンサルティング費用	見舞金・見舞品購入費用								
クレジット情報モニタリング費用	公的調査等対応費用	コンピュータシステム等復旧費用	風評被害拡大防止費用	再発防止費用										
	ワイドプラン ベーシックプラン <ol style="list-style-type: none"> 上記①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(対象となる損害はサイバー攻撃調査費用のみ) 	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は⑤のみ)</td> </tr> </table>	サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は⑤のみ)											
サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は⑤のみ)														
利益損害	オプション 不測かつ突発的な事由に起因するネットワーク構成機器等の機能の停止	オプション <table border="1"> <tr> <td>利益保険金</td> <td>営業継続費用保険金</td> </tr> </table>	利益保険金	営業継続費用保険金										
利益保険金	営業継続費用保険金													
資金損害	オプション 不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害	オプション <table border="1"> <tr> <td>預貯金</td> <td></td> </tr> </table>	預貯金											
預貯金														

プラン例 保険料は事業内容によって異なります。

加入条件【共通】

- 売上高：10億円 ● 団体割引：20%適用 ● 割引確認シートによる割引：60%適用
- <賠償損害> ● 支払限度額：1請求・保険期間中1億円 ● 免責金額：なし
- <費用損害> ● 支払限度額：1事故・保険期間中1億円 ● 免責金額：なし

年間保険料

IT業務特約	プラン	ベーシックプラン		ワイドプラン	
		製造業(食料品製造)	医療機関(病院)	製造業(食料品製造)	医療機関(病院)
セットしない場合		60,000円	83,390円	191,400円	316,560円
セットする場合		133,500円	148,800円	925,050円	1,103,950円

IT業務特約	プラン	ベーシックプラン		ワイドプラン	
		受託開発ソフトウェア業	小売業(スーパー)	受託開発ソフトウェア業	小売業(スーパー)
セットしない場合		162,330円	250,240円	113,540円	179,650円
セットする場合		1,299,800円	1,446,550円	194,070円	223,590円

【オプションセットの場合】

<利益損害>

- 支払限度額：1事故・保険期間中1,000万円
- 免責金額：なし

<資金損害>

- 支払限度額：1事故・保険期間中500万円
- 免責金額：1事故10万円

年間保険料

ワイドプラン	ワイドプラン(利益損害補償特約セット)	ワイドプラン	ワイドプラン(利益損害補償特約セット)
製造業(食料品製造)		医療機関(病院)	
83,390円	271,910円	316,560円	482,520円
小売業(スーパー)		不動産管理業、ビル管理業	
179,650円	325,420円	246,290円	391,480円

ワイドプラン	ワイドプラン(資金損害補償特約セット)	ワイドプラン	ワイドプラン(資金損害補償特約セット)
製造業(食料品製造)		医療機関(病院)	
83,390円	162,800円	316,560円	395,970円
小売業(スーパー)		建設業	
179,650円	259,060円	83,390円	162,800円

※上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際の保険料は、告知の内容、支払限度額、払込方法などによって異なります。

■お問合せ先 (募集代理店) 株式会社エフケイ 東京支店
 TEL:03-6264-8441 FAX:03-6264-8442
 担当：吉村 啓太
 mail : yoshimura.keita@efu-kei.jp

(引受保険会社) 三井住友海上火災保険株式会社
 総合営業第三部 情報通信事業室
 担当：渡邊

(団体名) 一般社団法人情報通信設備協会

企業に求められる

安全配慮義務

企業の存続・繁栄を目指して

労災事故に対する
企業防衛は万全ですか？



目次

労働災害の判例と労働災害発生状況 …… 1	企業に求められる安全配慮義務 …… 6
● 労働災害(傷病等) …… 1~2	労働災害が企業に与える影響と対策 …… 7
● 労働災害(過労死・過労自殺) …… 3~5	



企業により高いレベルの「安全」

Case 1 原木落下による事故により後遺障害発生。 損害賠償額 **1億6,500万円!**



発生状況 会社の代表取締役の指示により、作業者がチップの原木(約0.85t)を移動式クレーンでつり上げ、トラックに積載する作業を行っていたところ、ワイヤーロープが解け原木が落下。そのうちの1本が作業者の頸部に当たり、障害等級1級という重度の後遺障害を負ったものである。

判決の概要

玉掛け作業に使用してはならないロープを使用し、無資格者や法定教育を受けていない作業者にクレーンの操作などを行わせた結果、事故が発生したとして、**会社側の安全配慮義務違反を認め損害賠償を命じた(過失相殺無し)**。なお、被災者の逸失利益が約7,900万円とされた点が、1億円を超える高額な損害賠償額となった一因である。

傷病等

Case 2 運送会社のドライバーが業務中に 単独事故を起こし、後遺障害発生。 **1億400万円**で和解



発生状況 運送会社のドライバーが、居眠り運転中に単独事故を起こした事案である。ドライバーには、片足切断の重度の後遺障害が残っており、また業務中の事故であるため、労災認定されている。

和解の経緯

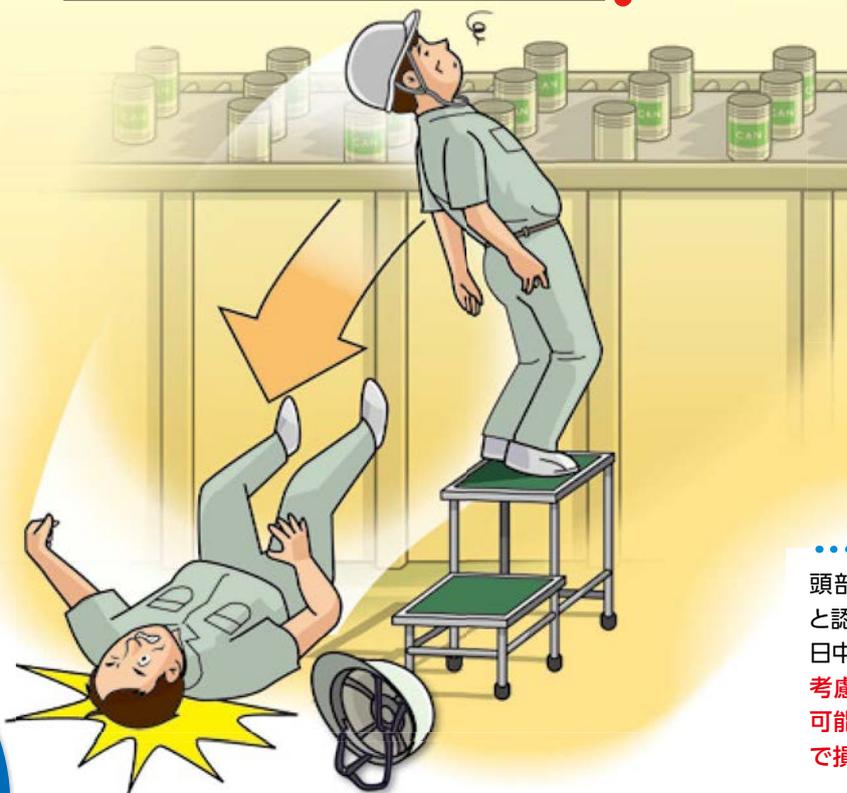
事故発生から約1年後に、ある日突然、弁護士から「居眠り運転をした原因は、長時間労働などにあるため、会社側の安全配慮義務違反による債務不履行責任での損害賠償を請求する」という訴状が届いた。その後、裁判で争われ、**当初の過失割合は会社側40%、ドライバー側60%であったが、最終的には裁判所から和解案として1億円が提示され、1億400万円で和解に至ったものである。**

配慮」が求められています!

Case
3

89cmの作業台より転落し死亡。

損害賠償額 **5,200万円!**



発生状況

缶詰容器の製造ラインにおいて、高さ89cm、上面40cm四方の不安定な作業台に立ち、製品の目視検査業務を行っていた派遣社員が、作業台の横に倒れているのが発見された。
病院に搬送されるも意識が戻ることなく3か月後に死亡。

判決の概要

頭部損傷状況により、作業台からの転落と認定。狭い作業台の上に立ったままで1日中従事し、かつ高温という**作業条件等を考慮すると使用者側に事故発生の「予見可能性」があったとし、安全配慮義務違反で損害賠償(過失相殺2割)を命じた。**

労働災害

増加傾向に転じた労働災害



- 労働災害による休業4日以上の死傷者数は、2020年では約13万人となっています。2009年までは減少傾向でしたが、2010年以降は増加傾向に転じてます。
- 一方、死亡者数は減少傾向ですが、中小企業における死亡者の割合が高くなっています。

背景には、人手不足による未熟練者や高齢者の就業、危険感受性の低下、安全衛生管理レベルの低下などの問題があるといわれています。



2020年の統計では、新型コロナウイルス感染による労災件数として約6,000人が含まれています。これは厚生労働省から「仕事と新型コロナウイルスの感染に関連性がある」と判断された場合には、労災として認定するとの方針が出ているためです。

参考:厚生労働省
「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」

企業に求められる
安全配慮義務

Case 4

長期間の過重労働でうつ病を発症し自殺。

1億1,000万円

発生状況

空調工事の現場施工管理を行っていた技術職(30代)が、施工図のチェック・修正、下請けとの調整等で1年間にわたり残業毎月100時間以上(最大170時間)の過重な業務に従事した結果、うつ病を発症し、投身自殺した。



和解の経緯

自己申告の勤務表と勤務実態が合っていないことを、会社側は一定認識しながら長期間の長時間労働を放置していたと認定。会社側に安全配慮義務違反で損害賠償(過失相殺なし)を一番判決は命じた。その後高裁にて和解。

過労自殺

Case 5

過重労働による心臓疾患で脳性麻痺に。

2億4,000万円

発生状況

ファミリーレストランの店長(20代後半)は、人手不足により、月平均200時間超の残業を強いられ、半年以上も休日なしで働いていた。ある早朝に自宅寝室でうめき声を上げ、救急車で搬送されたが、心室細動による低酸素脳症で脳性麻痺となり、意識不明の状態となった。



和解の経緯

人件費の上限等を本部が決めており、店長といえども、実質的に社員の採用権限等はなく、会社側は、過酷な労働環境を知りながら漫然と放置したとし、安全配慮義務違反で損害賠償(過失相殺2割)を命じた。一番直後に上記額で和解。

Case 6

長時間労働による過労が原因で死亡。

4,300万円

で和解

発生状況

コンビニエンスストアの加盟店に勤務していた従業員が、複数の店舗を掛け持ちで勤務していた。長時間労働が続く中、店舗で脚立に立って作業している際に意識を失い転落した。頭の骨を折り、翌月死亡したものである。なお、事故前の半年間の時間外労働は、1か月200時間を超えていた。

和解の経緯

「従業員が死亡したのは、長時間労働による過労が原因である」として、遺族が会社と店主に損害賠償を求めた裁判である。遺族側は、「会社は店舗の担当者を通じて過重労働の実態を把握できたにもかかわらず、漫然と放置した。使用者責任があるのは明らかである」と訴えており、当初、会社側は責任を否定していたが、最終的に会社と店主が連帯して4,300万円を支払うことで和解した。

Case 7

暴言、暴行、退職強要などの パワハラにより自殺。

損害賠償額 5,400万円!



発生状況

金属ほうろう加工業の会社に勤務する従業員は、業務上のミスをした際に、会社役員から大声で怒鳴られたり、自殺の7日前には暴行により12日間のけがを負わされたりしたほか、退職願を書くように強要されていた。これらのハラスメントにより強い心理的負荷を受け、自殺に至ったものである。

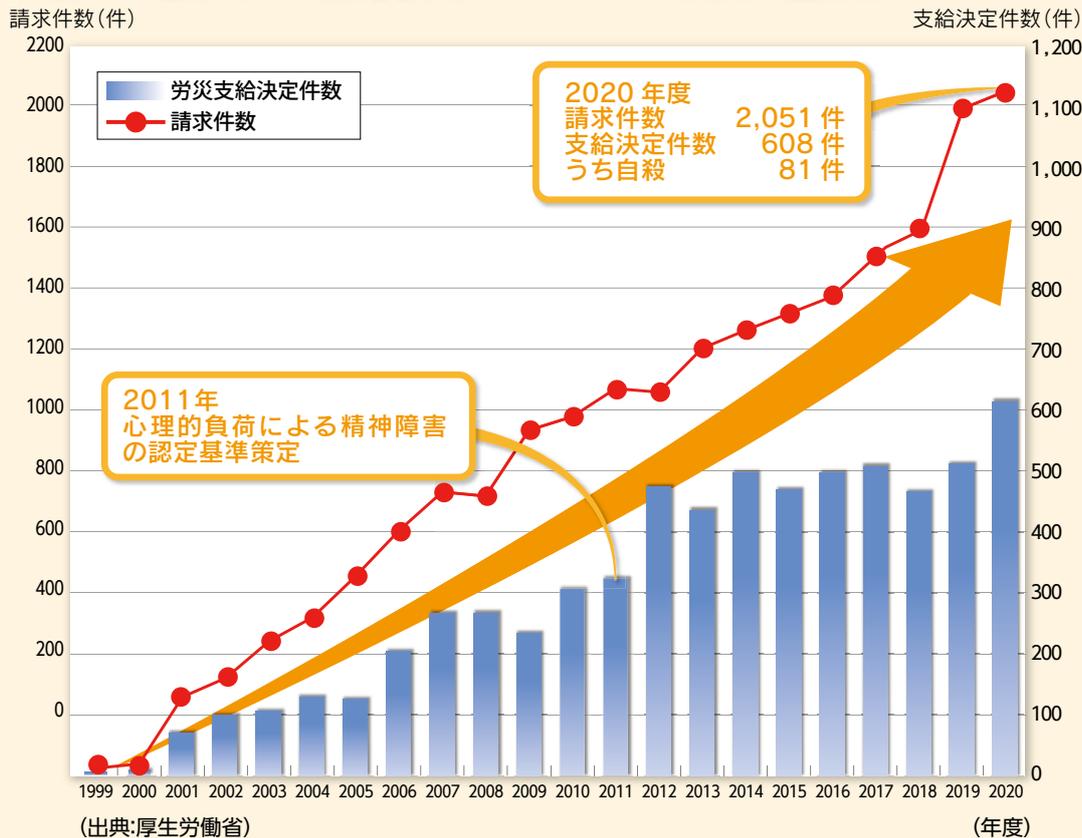
判決の概要

会社役員による暴言、暴行、退職強要などがあった事実を認定し、これらの行為は仕事上のミスに対する叱責の枠を超えて死亡した従業員を威圧し、激しい不安に陥れるものであって不法行為に該当するとされた。結果として、会社役員による不法行為と被災者の死亡との間には相当因果関係があるとされ、会社と会社役員に対して、合計5,400万円の損害賠償を命じた。

企業に求められる
安全配慮義務

過労死

増加し続ける精神障害による労災請求



精神障害の認定指針が出された1999年以降、精神障害による労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、2020年度の支給決定件数は608件となっています。業種別では、医療・福祉が148件で最も多く、ついで製造業で100件となっています。



脳・心臓疾患の業種別労災支給決定件数では、運輸業・郵便業が最も多く、約3割を占めています。

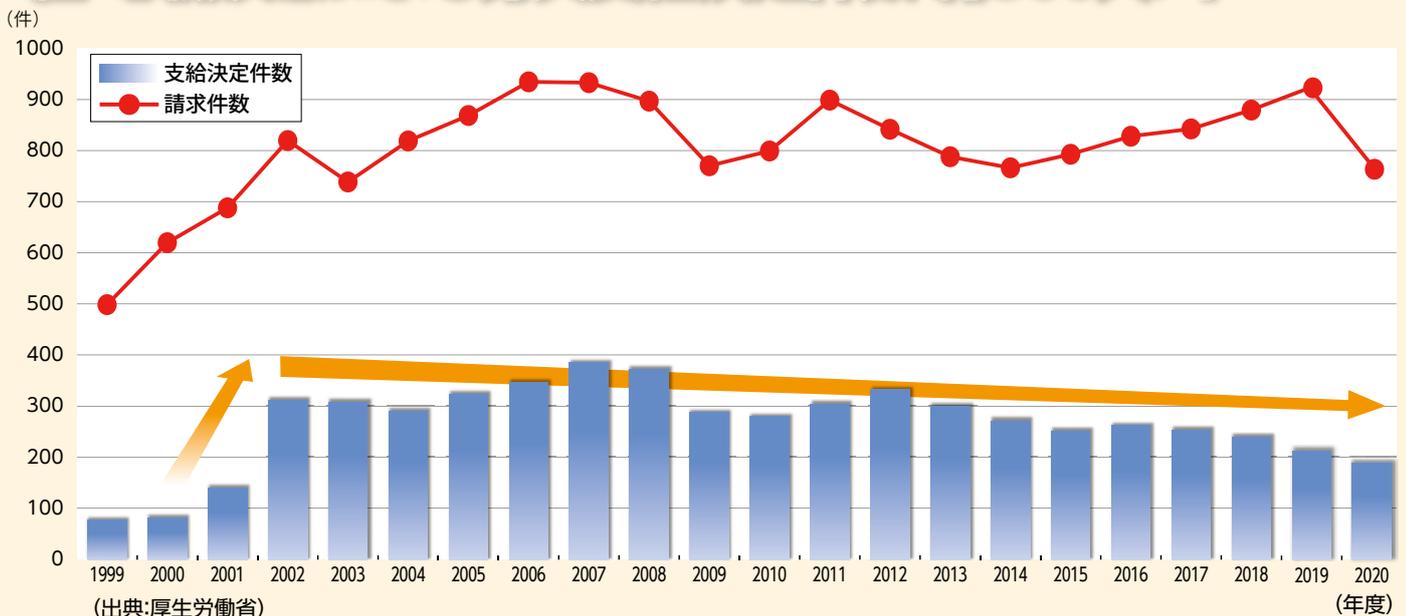


脳・心臓疾患の業種別支給決定件数(2020年)

業種	件数	構成比(%)
運輸業・郵便業	58	29.9
卸売業・小売業	38	19.6
建設業	27	13.9
製造業	17	8.8
宿泊業・飲食サービス業	15	7.7
医療・福祉	8	4.1
その他	31	16.0
合計	194	100.0

(出典:厚生労働省)

脳・心臓疾患による労災支給決定件数 約300人/年



企業に求められる安全配慮義務

「安全配慮義務」の明文化

従来は民法等に明確な記載はなく、企業は労働者を危険から保護するよう、安全に配慮する義務を当然に負っているものとされていましたが、2008年に労働契約法が施行され「安全配慮義務」が以下のように明文化されました。

労働契約法第5条

(労働者の安全への配慮)

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

- 「生命、身体等の安全」には心身の健康も含まれます。
- 「必要な配慮」とは、一律に定まるものでなく、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じ使用者は安全上必要な配慮をすることが求められます。

法令で具体的に明示されていない場合でも、安全対策上当然必要であると考えられる措置を講じていなければ、安全配慮義務違反に問われるケースがあります。



より一層の「安全配慮」が求められる時代へ

近年、「過労死」、「過労自殺」、「ブラック企業」等が大きく取り上げられることが増え、社会の意識が大きく変化し、労働者の安全・健康を尊重する流れが一段と強くなっています。

これに伴い、法改正等も行われ、企業の従業員に対する「安全配慮」もより一段と高いレベルのものが求められるようになってきています。

【参考】労働安全衛生に関わる主な法改正・通達・判例等



1999年	●「 心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針 」策定
2000年	● 広告代理店社員の過労自殺事件・最高裁・原告勝訴 (自殺と業務の因果関係が認定された画期的判例)
2001年	●「 脳・心臓疾患の認定基準 」改定 (過労死認定基準の大幅な緩和)
2006年	●「 リスクアセスメント 」の努力義務化
2008年	●「 労働契約法 」の施行 (「安全配慮義務」の明文化)
2011年	●「 心理的負荷による精神障害の認定基準 」策定 (うつ病などの労災認定基準を分かりやすく・審査の迅速化)
2014年	●「 過労死防止対策推進法 」の施行
2015年	●「 ストレスチェック制度 」の義務化 ●「 安全衛生優良企業公表制度 」スタート
2016年	●「 過労死等ゼロ 」緊急対策の公表
2017年	●「 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン 」公表 ● 違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について 」通達 ● 新入社員が過労自殺し、労災認定を受けた事案で、違法残業による労働基準法違反で大手広告代理店に有罪判決
2019年	● 働き方改革関連法案 の施行 (残業時間の上限規制、勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得義務化、企業による労働時間の状況の客観的把握の義務付け、長時間労働者に対する面接指導の強化など)
2020年	● 中小企業に対する「時間外労働の上限規制」の適用 * *医師、建設業、自動車運転の業務等については、2024年3月末まで猶予 ●「 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて 」通達 (新型コロナウイルスに関する労災保険給付の認定方針) ●「 心理的負荷による精神障害の認定基準 」の改正 (「心理的負荷評価表」に「パワーハラスメント」の出来事を追加など) ●「 改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法) 」の施行(大企業) (事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、苦情などに対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止など)* *中小企業は2022年より適用
2021年	●「 脳・心臓疾患の労災認定基準 」の改正 (労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することを明確化するなど)

労働災害が企業に与える影響と対策



企業にかかる四つの責任

労働災害が発生した場合、以下の四つの責任が企業にかかってきます。



民事責任については、「労災上乗せ補償制度」や、「使用者賠償責任保険」等を事前に手配しておくことは言うまでもありませんが、保険で全てが解決する訳ではありません。事故発生時や訴訟時に、マスコミ、ネット等で大きく取り上げられた結果、企業の存続にかかわるようなダメージを受けるケースが最近是多々見受けられます。



企業が取り組むべき安全衛生対策

従業員の安全と健康を守り、企業を永続的に繁栄させるためには、労働安全衛生法および関係法令を遵守のうえ、経営トップの方針として、以下のような安全衛生活動を、全従業員参加で実効性高く行うことが重要となります。

基本となる安全衛生活動	
リスクアセスメント活動を行っていますか？	会社側主体で行うリスク低減対策です。労働安全衛生法で2006年に努力義務化されました。 ※化学物質のリスクアセスメントは、2016年に義務化。 <input type="checkbox"/>
5S活動(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)を行っていますか？	安全活動の基本。品質管理や設備保全の観点からも重要です。 <input type="checkbox"/>
ヒヤリ・ハット報告活動を行っていますか？	ヒヤリ・ハット体験を収集し、労働災害の未然防止に繋がります。 <input type="checkbox"/>
危険予知活動を行っていますか？	従業員の安全意識向上・危険感受性向上に効果的な活動です。 <input type="checkbox"/>
安全衛生委員会等を開催していますか？	労使が協力して、安全衛生に関する課題を調査審議することが重要です。 <input type="checkbox"/>
職場巡視をしていますか？	職場巡視により、現場の不安全行動、不安全状態を是正することが重要です。 <input type="checkbox"/>
過労死・メンタルヘルス対策のポイント	
労働時間を把握していますか？	まずは、従業員の労働時間を客観的かつ正しく把握するのが管理の基本です。 <input type="checkbox"/>
長時間労働者への面接指導を行っていますか？	医師による面接指導および労働時間短縮等の適切な措置を行います。 <input type="checkbox"/>
メンタルヘルスに関する教育研修を行っていますか？	従業員向けのセルフケア研修、管理者向けのラインケア研修等を実施し、活力ある企業へ。 <input type="checkbox"/>
ストレスチェック制度に対応していますか？	ストレスチェック受検後の職場環境改善を行うことが重要です。 (ストレスチェックは2015年12月1日付で義務化) <input type="checkbox"/>
36協定の届け出を行っていますか？	労働者が法定労働時間を超えて働く場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を労働基準監督署に届け出を行います。 <input type="checkbox"/>
パワハラ防止措置を講じていますか？	相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じて、従業員に周知することが重要です。(中小企業は2022年4月1日付で義務化) <input type="checkbox"/>

MS&ADグループのサポートメニュー

労働安全衛生関係でお困りの点はありませんか？ MS&ADグループでは、保険のご提供だけでなく、人事労務管理、労働安全衛生対策等についてお客さまへのサポートメニューを各種ご用意しております。詳細につきましては担当までお問い合わせください。

企業が抱えるサイバーリスクを想定事例とイラストで解説！



企業を取り巻く

サイバーリスク

Cyber Risk



目次

サイバーリスクの高まり	1	サイバー攻撃の被害	4
サイバー攻撃の目的と手法のトレンド	2	サイバーリスクへの備え	5
近年猛威を振るうマルウェア	3	サイバーセキュリティ事故発生時の対応	6
		セキュリティ診断チェックリスト	7

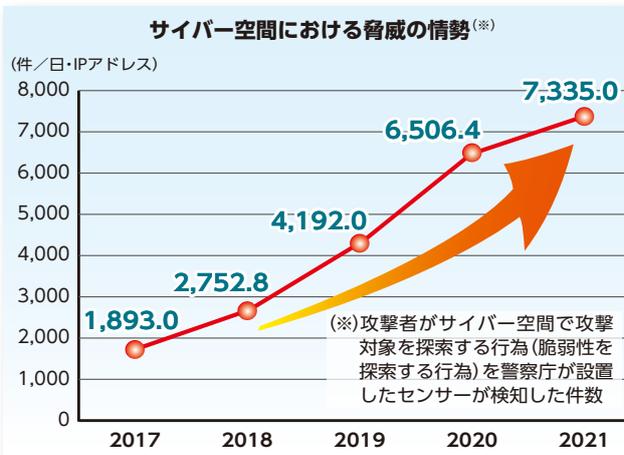


サイバーリスクの高まり

現代のビジネス環境において、PCやスマートフォン等の情報機器は単なるツールではなく、価値を生み出す上で必要不可欠なパートナーへと変貌しています。一方で、悪意を持った攻撃者によるサイバーセキュリティ事故が多発しており、企業を取り巻くサイバーリスクは日々刻々と高まり続けています。

サイバーリスクの現状

サイバー攻撃は右肩上がりに増加傾向にある。



出典:「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について(警察庁)」を基に作成

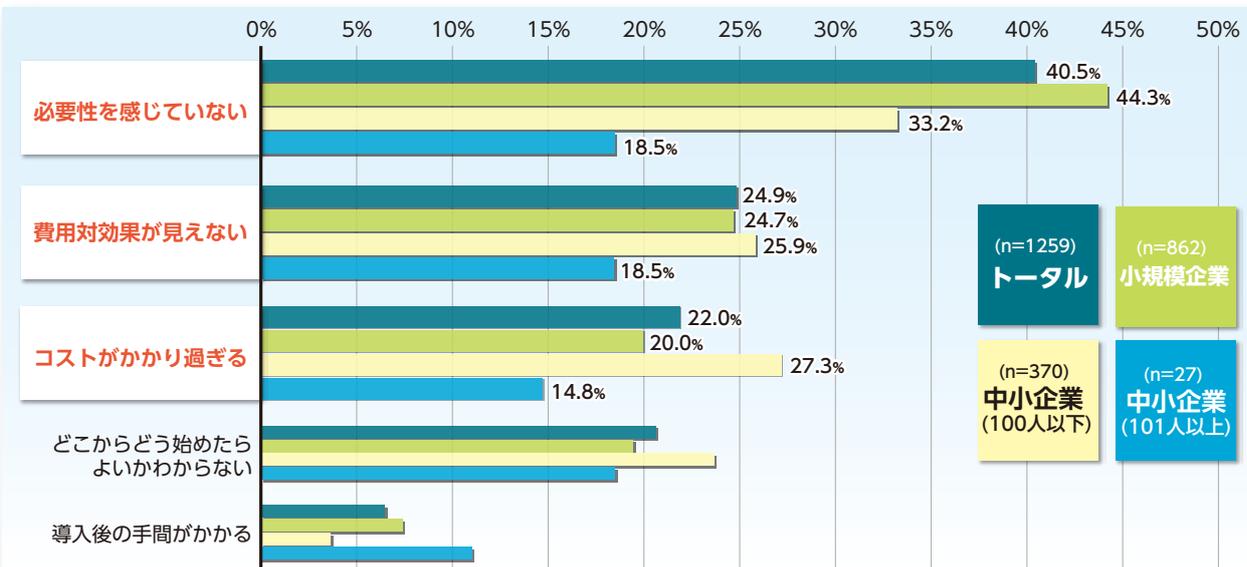
サイバーリスクは多様化し、日々実被害が出ている。

順位	情報セキュリティ10大脅威 2022	前年からの変動
1位	ランサムウェアによる被害	➡
2位	標的型攻撃による機密情報の窃取	➡
3位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	➡
4位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃	➡
5位	内部不正による情報漏えい	➡
6位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加	➡
7位	修正プログラムの公開前を狙う攻撃(ゼロデイ攻撃)	—
8位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	➡
9位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	➡
10位	不注意による情報漏えい等の被害	➡

出典:「情報セキュリティ10大脅威(IPA)」を基に作成

中小企業のサイバーセキュリティに対する意識

企業規模にかかわらず、「情報セキュリティ投資」を行っていない企業は約3割。その理由は「必要性を感じていない」、「費用対効果が見えない」、「コストがかかり過ぎる」等。



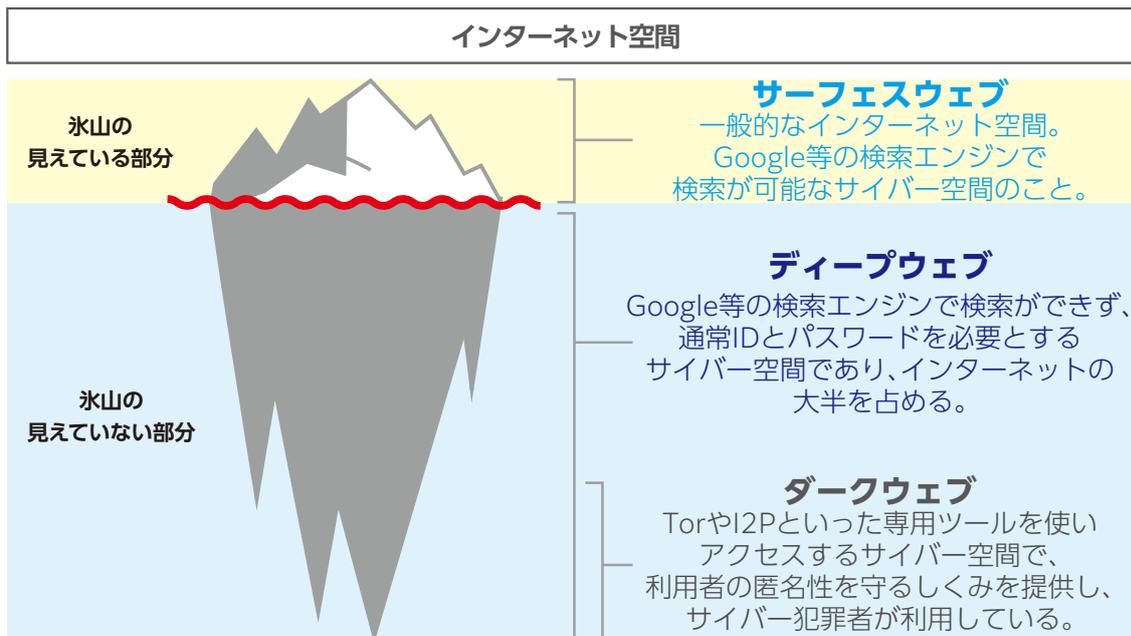
出典:「『2021年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査』報告書について」(IPA)を基に作成



サイバー攻撃の目的と手法のトレンド

サイバー攻撃の目的～ダークウェブでの高額換金～

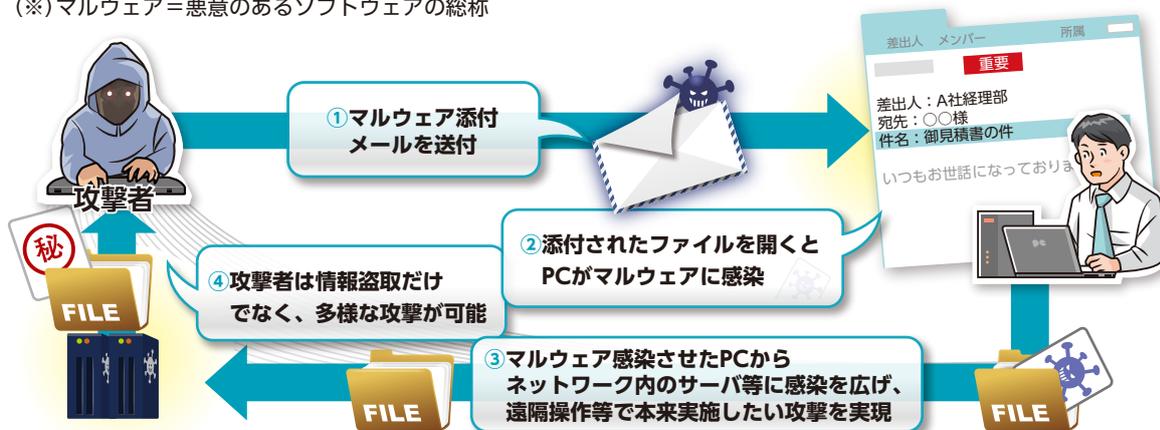
ダークウェブとは、インターネット上の闇市場のことです。標的型メール攻撃等のサイバー攻撃によって奪われた機密情報が高額で売買されています。そこでは、攻撃者が盗んだデータを換金する仕組みがビジネスとして確立されており、ダークウェブは日々拡大、成長を続けています。



サイバー攻撃の手法～標的型メール攻撃とは～

あたかも通常の業務や依頼であるかのように見せかけるメールを送り、添付ファイルを開封させたり、サイトに誘導することにより、PCをマルウェア(*)感染させる攻撃のことをいいます。標的型メール攻撃により感染するマルウェアの例として、ランサムウェア、Emotet(エモテット)等が挙げられます。

(※)マルウェア=悪意のあるソフトウェアの総称



標的型メール攻撃以外にも、近年ではテレワーク等で利用されるVPN(*)の脆弱性や、リモートデスクトップの強度の弱い認証情報を利用した侵入が増加する等、手口は多様化しています。

(※)VPN: Virtual Private Network(仮想プライベートネットワーク)
複数の利用者が共同で使用するインターネット回線網を使いながらも、仮想的に専用のネットワークとして使うことを実現する仕組み

代表的なマルウェア「ランサムウェア」「Emotet」とは？

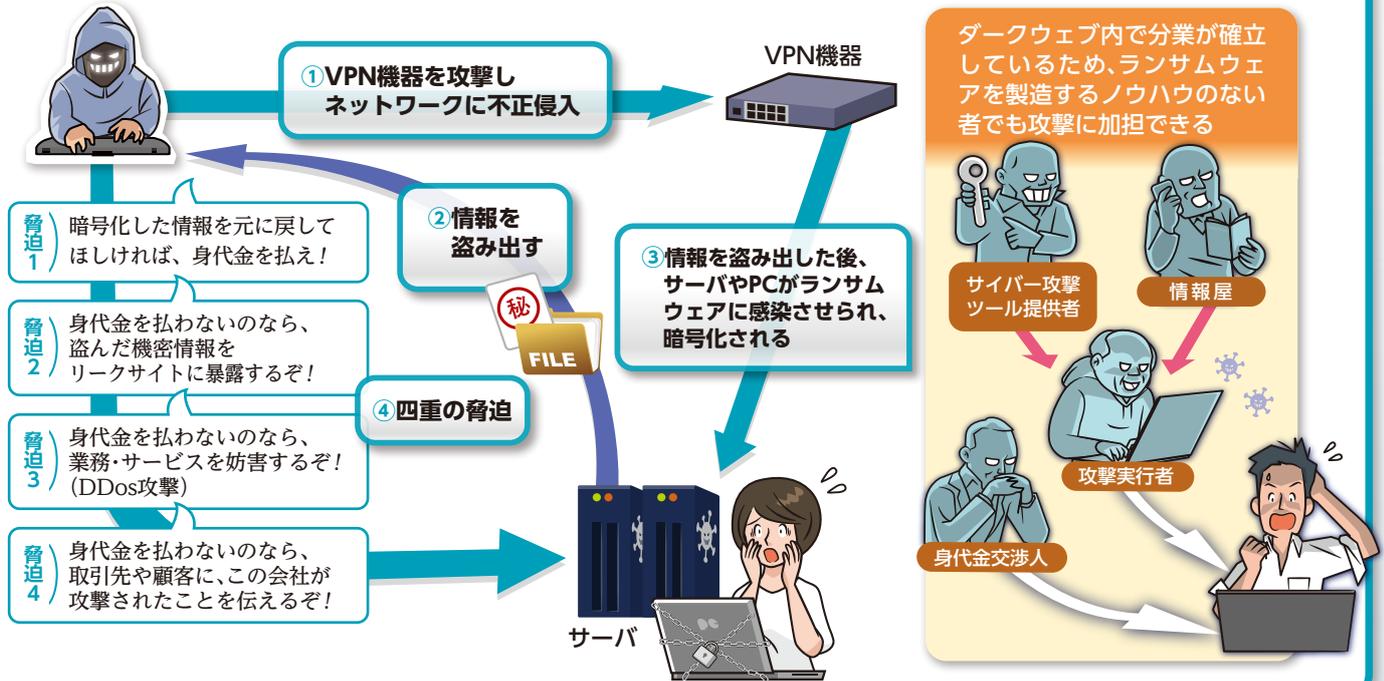
次のページへ!

近年猛威を振るうマルウェア

ランサムウェアとは

ランサムウェアとは、PCのロックやファイルの暗号化により使用不能にした後で、元に戻すことと引き換えに「身代金 (Ransom)」を要求する不正プログラムです。

攻撃者は、ランサムウェアを仕込んだ標的型メールを送りつけたり、VPNの脆弱性を利用して、ターゲット先企業のシステムへの侵入を試みます。



Emotetとは

Emotetは、悪意ある攻撃者から送られる攻撃メールから感染が拡大するマルウェアです。セキュリティが堅固な大企業を狙う際の「踏み台」として、下請け等の取引先を攻撃する際によく使われます。感染すると以下のような被害を引き起こします。



Emotetの感染が後を絶たない理由



- PCを起動するたびにEmotet自身が変化する
- ウイルス対策ソフトでも攻撃の検知が難しい
- 攻撃の痕跡が残らないため事後調査が困難

具体的にどんな被害が発生しているの??
次のページへ!

サイバー攻撃の被害



サイバー攻撃による被害事例

概要

- ランサムウェアの感染により基幹システムが利用不能となった。バックアップデータにも感染が広がったため復旧に時間を要し、業務に多大な影響があった。
- 業務用PCがEmotet に感染し、従業員になりすました不正なメールが不特定の顧客に送信された（顧客からの連絡により判明）。全ての業務用PCにフォレンジック調査^(※)を実施し、500万円の費用が掛かった。
(※)サイバー攻撃の有無や原因・経緯等の調査のことをいいます。
- メールサーバがパスワード類推攻撃により不正アクセスを受け、大量の顧客メールアドレスが流出したうえ、自社メールアカウントから顧客メールアドレスにスパムメールが一斉送信され、顧客に多大な迷惑をかけた。

最近急増しています。



- A社はクレジットカード会社から、同社が運営するネット通販利用者のクレジットカード情報が漏えいしていると連絡を受けた。A社が、フォレンジック業者へ依頼し、事実調査を行ったところ、ネット通販のクレジットカードを扱うプログラムが不正に書き換えられ利用者数百名のクレジットカード情報が抜き取られていることが発覚し、同社は、事実を社外へ公表、利用者へお詫びを行った。同社は、長期間にわたってネット通販の停止を余儀なくされ売上が減少しただけでなく、クレジットカード会社から、同社による情報漏えいが原因で不正利用されたカード被害損害の賠償請求を受けた。

(公開情報を基にMS&ADインターリスク総研作成)

Topic

サプライチェーンリスクについて

企業においては、自社およびグループ企業のセキュリティ対策への意識は高まっているものの、サプライチェーンを構成する取引先企業におけるセキュリティ対策状況の把握および管理は必ずしも十分とはいえない現状があると推測されます。



サプライチェーン全体を対象としたセキュリティ対策の向上・強化は、社会的に重要な課題



サプライチェーンにおける事故事例

部品メーカーがランサムウェアに感染し、工場の操業が停止した。同社の部品供給が滞ったことで、同社の部品を仕入れている複数の完成品メーカーが製造ラインを停止せざるを得ない状況に陥った。



備えや対応を具体的に知りたい！
次のページへ！

サイバーリスクへの備え

サイバーセキュリティ強化には、従業員トレーニングはもちろん、防御 (EPP) と検知 (EDR) の両面からの対策が必要です。

従業員トレーニング 不審メールに対する対応力を身に付けるトレーニングが重要です。

不審メール対策の例



クリックする前に

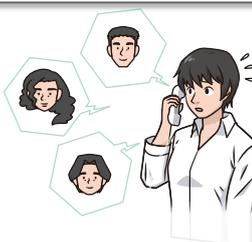
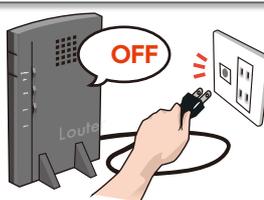
- ✓ メールアドレス、URLが知人・取引先のものと同じかよく見る
- ✓ 不審に思ったら送信元に電話で確認する
- ✓ 日頃から、ファイルはメール添付ではなくクラウドサービスを使用する



クリックしてしまったら

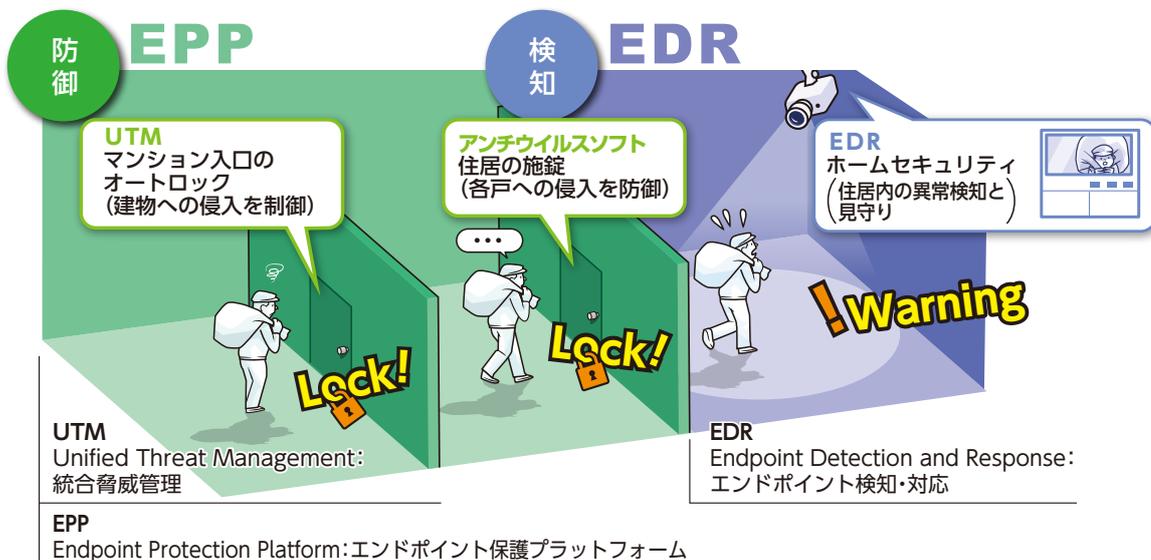
- ✓ PCのLANケーブルを抜く(※)
- ✓ ルータの電源をOFFにする(無線LAN接続)(※)
- ✓ システム部門、上司、セキュリティ専門会社に報告する

標的型メール訓練の実施も効果的です。



(※)システム環境に応じた対策を規定する必要があります。

セキュリティ製品・サービス (EPP・EDR) の導入 「防御」を補うために「検知」も重要です。



サイバー攻撃の手口は巧妙化しており、上記の対策を講じてもリスクをゼロにすることはできません。
リスクファイナンスとしてサイバー攻撃による被害に備えたサイバー保険の活用も有効です。

サイバーセキュリティ事故発生時の対応

サイバー攻撃による情報漏えいやシステムサービスの停止が起こると、さまざまな対応に追われます。

また、事故発生の原因や事故発生後の対応の良し悪しにより被害者・関係者から損害賠償請求をされる可能性もあります。

さらに、自社のブランドイメージが損なわれ、顧客離れが起これば、売り上げは激減し、損害は拡大しかねません。企業は、サイバー攻撃を受けたことに気づいたら、迅速かつ適切な緊急対応をしなければなりません。

緊急対応の手順 (例 不審なメールを受信、マルウェアに感染し個人情報が漏えいした場合)

STEP 1 インシデントの認知

- 経営層、IT部門等、社内の関係者にインシデント内容を共有



STEP 2 初動対応

- 端末をネットワークから隔離する等、被害の拡大を防止
但し、証拠を保全する必要があるため、データの上書き等を行わない



STEP 3 調査

- 原因や被害の内容、範囲等を調査するため、**フォレンジック調査**を実施

専門事業者に依頼する必要があります

※調査内容によりますが、PC1台100万円～、サーバ1台150万円～が目安といわれています。



STEP 4 報告・公表

- 警察、監督官庁、**個人情報保護委員会へ報告**
- 顧客・被漏えい者に謝罪／プレスリリース・ウェブサイトでの公表
(会社規模、被害規模等、状況や内容に応じて)



STEP 5 再発防止

- 脆弱性の除去、セキュリティ体制の見直し 等



2022年4月の個人情報保護法の改正により、サイバー攻撃による情報漏えいが発生した場合は個人情報保護委員会への報告および本人通知を行う義務が課せられました。

以下のいずれかに該当する場合、個人情報保護委員会への報告および本人への通知を行うことが必要となります。

- 「要配慮個人情報(健康診断結果等のセンシティブ情報)」が含まれるデータの漏えい、または**発生したおそれ**
- 不正に利用されることより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい、または**発生したおそれ**
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい**
- 1,000人を超える個人データの漏えい

(※) A、B、Cは漏えい件数を問わない。

- 報告は「速報」と「**確報**(※)」の(最低でも)二段階で報告する必要があります。
- 「速報」は漏えい事案を把握してから「速やか(概ね3～5日以内)」にその時点で把握している事項を報告しましょう。
- 「**確報**」は**事案把握後30日以内**(不正の目的によるおそれのある漏えい等の場合は60日以内)に報告しましょう。

(※)「確報」では、概要、漏えい等が発生した項目・人数、原因、二次被害の有無、本人への対応状況、公表の実施状況、再発防止策等について記載が必要です。報告内容に不足がある場合は、確報の追完や続報を求められることがあります。

セキュリティ診断チェックリスト

まずは御社のサイバーセキュリティ対策の現状をチェックしてみましょう。

情報セキュリティに関わるルールや対策を定めていますか。



従業員に対してセキュリティ教育等の啓発活動を実施していますか。



電子メールの取り扱いに関わるセキュリティルールを定めていますか。



PCや情報システムへのアクセスに利用するパスワードの利用ルールを定めていますか。



情報機器や携帯端末等のOS（オペレーティングシステム）やソフトウェアのバージョンは常に最新の状態にしていますか。



上記は「MS&ADサイバーセキュリティ基本態勢診断」から代表的なチェック項目をピックアップしたものです。診断をご希望される場合は弊社のWebサイトにて、無償でご利用いただけます。



<https://www.ms-ins.com/business/indemnity/pd-protector/diagnosis.html>



「SECURITY ACTION」とは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が運営する、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。

弊社は「SECURITY ACTION」の趣旨に賛同し、その普及賛同企業となっています。事業者を対象としたセミナーやツールの提供、サイバー保険における割引適用等を通じて、「SECURITY ACTION」の普及を図っています。

（印刷時は本テキストボックスを削除してください。）
営業課支社または代理店の連絡先を問い合わせ先として入力してください。

お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社
支店 支社

TEL : x x x - x x x x - x x x x

サイバーセキュリティ基本態勢診断

■ 日々刻々と変化するサイバー攻撃の脅威や新たな攻撃手法をふまえ、Verizon 社が持つサイバーセキュリティの見地をもとに、且つ中小企業にとって必要不可欠な対策を盛り込んだ診断ツールです。

■ コンサルティングの内容・特色

- » セキュリティに関する25問の質問に回答することで、企業のセキュリティ対策の度合いを点数付けし、取るべき対策を明確にします。
- » 簡易版と詳細版の2種類があり、詳細版では25問の他により詳細な小質問から構成され、総合点数に加えて業種別の傾向値や対策のアドバイスを提供します。

■ 本コンサルティングで対応可能なニーズ

- » 「自分の会社がどの程度サイバー攻撃に対する対策ができてきているのか?」、「自分の会社できていない（対策が遅れている）部分はどこなのか?」を客観的に把握したい。

■ 本コンサルティングの成果

- » 中小企業にとって必要不可欠な対策について、自社における対策の漏れや課題への気づきを得ることができます。

■ 実施手順（例）

STEP1.

（簡易版）

各保険会社のホームページにアクセスいただき、25問の質問にお答えください。その場で診断します。

（詳細版）

取扱代理店から受領したExcelシート上で質問に回答いただき、提出ください。

STEP2.

（詳細版）

「総合点数・評価」、「業種別傾向値」、「対策が必要な項目」、「サイバー保険の説明」の4つの項目について説明した診断結果レポートを提供します。

【ご利用上のご注意】

- ・※に示すサービスは、三井住友海上火災保険またはあいおいニッセイ同和損害保険が提供するものです。
- ・サービスの詳細は、各損害保険会社・営業担当にお問い合わせ下さい。

「標的型メール訓練サービス」 のご案内



- 本サービスは標的型攻撃を巧みに模した「訓練メール」を訓練参加者に送信し、その対応を個々に評価し、適切な対応が行えるよう教育を行います。
- また、行動経済学の代表的な考え方である「ナッジ」を活用することで、「学び」のモチベーションを上げることを志向しています。

行動経済学とは、人がさまざま経済活動において、どのように選択・行動し、その結果どうなるかを究明するため、実際の行動を実験を通じて観測することを重視した経済学の一分野

標的型メール訓練の課題

- 標的型メール訓練では、実際の攻撃を模したメールを受信することにより、開封率の低下とともに、適切な対応を実践・習得することが期待される一方、メールの開封率ばかりを注目し、不審メール開封の有無にかかわらず「取るべき行動」ができなかった者に対して十分なフォローアップが行われていないケースが散見されます。
- 標的型メール攻撃への対策は、システム管理者だけで完結するものではありません。従業員一人ひとりが危機意識を持ち、不審なメールを開かない、不審なURLはクリックしないといった、個人への教育が最も重要な要素になります。

本サービスの概要と期待される効果

- 貴社の従業員（1,000名まで）に、標的型攻撃を巧みに模した「訓練メール」を送信し、個人ごとに対応を評価して適切な対応が行える教育機会を提供します。また、行動経済学の代表的な考え方である「ナッジ」を活用することで、従業員の「学び」のモチベーション向上も図ります。

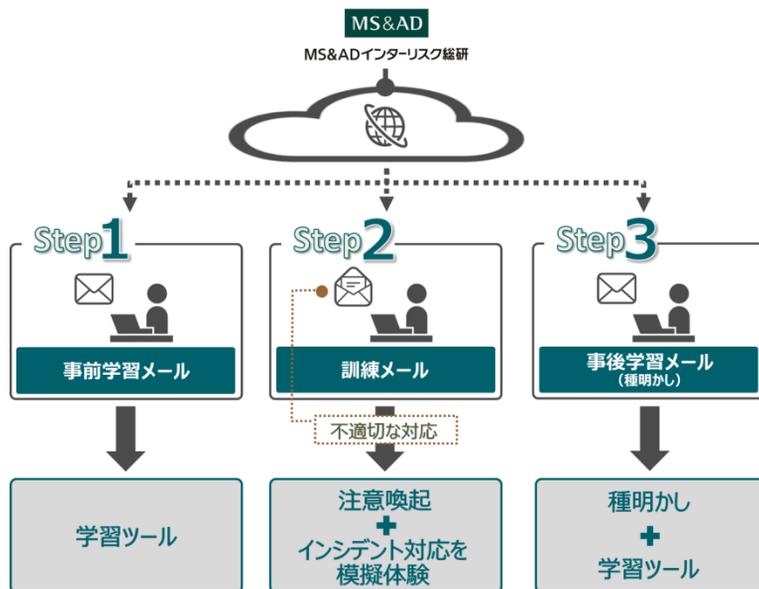
<期待される効果>

■繰り返しの学習機会の提供によるリテラシーのアップ

事前学習メールにより標的型攻撃の脅威や特徴に関する知識を身に付けた上で、訓練に臨み、適切な対応ができた方もできなかった方も訓練をやりっぱなしにせず、事後学習メールにより振り返りの機会を持ていただけます。

■リスク感度や学習の深度に応じたフォローアップの実現

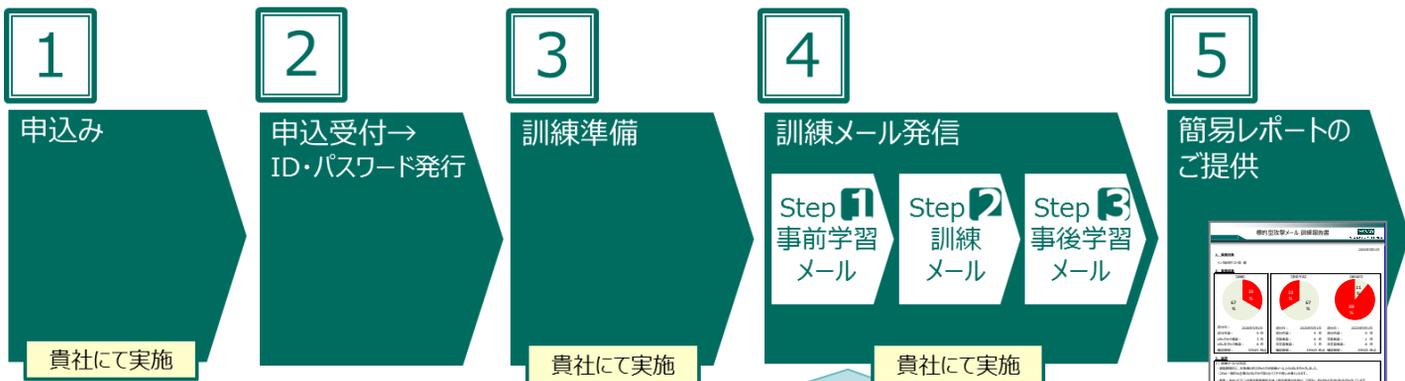
標的型メール訓練報告書には、各人の訓練メール開封有無のほか各学習コンテンツの学習時間を提供、各人の不審なメールに対するリスク感度や学習の深度に応じたフォローアップに活用できます。



本サービスは、MS&ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行うMS&ADインターリスク総研株式会社が提供するサービスです。（サービス実施のフローは裏面をご覧ください。）

サービスご利用のフロー

- 本サービスは下表の流れで実施します。
- 貴社にて実施していただく作業についてはマニュアルをご用意しており、簡便な操作により実施できます。



添付ファイル型も新登場！

貴職の給与について

給与担当 <kuyuo@system-mng.com> 宛先

このメールは約 5 年 (5 年間) 以前に送信された可能性があります。

ご確認ください.html
619 バイト

いつも大変お世話になっております。

社員各位

サイバー攻撃の脅威は国内外問わず日々高まっており、当社にとっても対応の火事ではありません。
今般、サイバーセキュリティ強化のための訓練を行いますので、事前に対応ルールを確認下さい。
下記の実施事項に記載の「不審なメールへの対応ポイントの学習」については、以下に掲載している学習ツールをしっかりと読んで下さい。
<https://www.system.xxxxx/zzzzz/000>

click

【学習コンテンツのイメージ】

ご注意ください！不審なメールへの対応ポイント

サイバー攻撃の脅威は国内外問わず日々高まっており、当社にとっても対応の火事ではありません。
万が一の際は必要に対応を徹底できるよう、この学習資料を最後までお読みいただき、各自で対応ルールの再確認をしてください。

A社の場合

B社の場合

本サービスご利用にあたってのご注意

- 本サービスは、貴社専用のID・パスワードを発行し、貴社ご自身で、専用システムにアクセスいただき、「訓練メールの送信者名・送信元メールアドレスの設定」、「メール送信先等の設定（送付先リストのアップロード）」等の作業をしていただいたうえで、メールを送信するサービスです。
（貴社におかれましても一定の作業が発生します。）
- 訓練メールの件名・文面は、ひな形を使用またはひな形を修正・アレンジして使用することができます。
文面の修正・アレンジについては、オプションとなりますので営業担当者にご相談ください。
（訓練事務局（MS & ADインターリスク総研）にご連絡いただき、訓練事務局にて調整を行います。）
- 訓練メールの**送信は各ステップごとに1回のみ、送信先メールアドレスは1000件まで**です。
- お申込みいただいてから実際に訓練を実施するまでにお時間をいただくことがあります。
- 貴社メールシステム上、本サービスによる訓練メールが迷惑メールフィルタ等で遮断される場合、個別のシステム対応（ホワイトリスト機能等がある場合には予め訓練メールアドレスを追加等）をお願いする場合があります。
また、メール文中や添付ファイルに含まれるURLに自動的にアクセスするセキュリティ製品（サンドボックスなど）、または添付ファイルのマクロを無効化するようなセキュリティ製品お使いのメール製品に組み込まれているか、個別に導入している場合、訓練結果を正しく集計できない場合があります。
（貴社メール環境等によっては、本サービスによる訓練が実施できないことがありますので、あらかじめご了承ください。）

お問合せ先・お申込み先

三井住友海上火災保険株式会社